

## 会 議 記 録

会議名称	令和元年度 特別職報酬等審議会
日 時	令和元年 11 月 18 日（月）午後 5 時 29 分～午後 7 時 18 分 （休憩：午後 6 時 54 分～午後 7 時 09 分）
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 小笠原、金子、菊地、小林、佐藤、鹿野、内藤、丹羽、和田 区側 区長、副区長（宇賀神）、総務部長、区議会事務局長、総務課長、 人事課長、職員厚生担当課長、区議会事務局次長、 教育委員会事務局庶務課長、監査委員事務局次長、総務係長、 給与福利係長、人事係長、教育委員会事務局庶務係長、 区議会事務局庶務係長、区議会事務局法務担当係長、総務係担当
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別職報酬等審議会委員名簿（令和元年 8 月 26 日現在）</li> <li>・ 諮問文</li> <li>・ 特別職報酬等関係資料</li> <li>・ 政務活動費等関係資料</li> <li>・ 補足資料</li> <li>・ 特別職報酬等審議会のポイント（確認用）</li> </ul>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 区側出席者紹介</li> <li>4 区長挨拶</li> <li>5 会長選出及び職務代理者指名</li> <li>6 諮問</li> <li>7 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>①特別職報酬等について</li> <li>②政務活動費について</li> </ol> </li> <li>8 閉会</li> </ol>

○総務課長 定刻前ですが、委員の皆様おそろいですので、これより令和元年度特別職報酬等審議会を開催いたします。

私は、総務部総務課長の寺井と申します。会長の選出まで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、8月に改選されてから、最初の審議会でございます。区長から各委員の皆様に委嘱状をお渡しするのが本来でございますが、時間の関係上、席上配付とさせていただきますので、何卒ご了承いただきたく存じます。

委員数は、本日の欠席者を含み、10名でございます。継続して委員となっていた方もおられますが、今回、新たに委員となっていた方もいらっしゃいますので、私のほうから改めて委員の皆様をご紹介します。

初めに、今年度新たに杉並法曹会からご推薦いただきました、小笠原勝也委員でございます。

○小笠原委員 小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 連合杉並地区協議会からご推薦いただきました、金子征治委員でございます。

○金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 杉並区体育協会からご推薦いただきました、菊地偉多委員でございます。

○菊地委員 菊地です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 杉並区社会福祉協議会からご推薦いただきました、小林義明委員でございます。

○小林委員 よろしくお願いいたします。

○総務課長 杉並産業協会からご推薦いただきました、佐藤慎祐委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 今年度新たに杉並区町会連合会からご推薦いただきました、鹿野修二委員でございます。

○鹿野委員 鹿野です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 杉並区商店会連合会からご推薦いただきました、内藤一夫委員でございます。

○内藤委員 はい。内藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 日本公認会計士協会杉並会からご推薦いただきました、丹羽宏己委員でございます。

○丹羽委員 丹羽です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 東京商工会議所杉並支部からご推薦いただきました、和田新也委員でございます。

○和田委員 和田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 このほか、高千穂大学理事長の藤井耐委員がいらっしゃいますが、本日はご都合により欠席となっております。

出席委員の数は定足数に達しておりますので、会を進行させていただきます。

続きまして、区側の出席者を紹介させていただきます。

区長の田中良でございます。

○区長 よろしくお願ひします。

○総務課長 副区長の宇賀神雅彦でございます。

○副区長（宇賀神） よろしくお願ひいたします。

○総務課長 総務部長の白垣学でございます。

○総務部長 白垣でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長 人事課長の林田信人でございます。

○人事課長 林田でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長 職員厚生担当課長の松沢智でございます。

○職員厚生担当課長 よろしくお願ひします。

○総務課長 区議会事務局長の佐野宗昭でございます。

○区議会事務局長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 区議会事務局次長の植田敏郎でございます。

○区議会事務局次長 よろしくお願ひします。

○総務課長 教育委員会事務局庶務課長の都筑公嗣でございます。

○教育委員会事務局庶務課長 都筑でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長 監査委員事務局次長の和久井伸男でございます。

○監査委員事務局次長 よろしくお願ひいたします。

○総務課長 最後に、改めまして、私、総務課長の寺井茂樹でございます。よろしくお願ひします。

審議に当たり、審議でのご発言につきましては、お手元のマイクのスイッチを押して発言していただくようお願いいたします。

なお、会議録作成のため速記者が入っておりますので、ご了解いただきたいと存じます。

それでは、区長より一言ご挨拶をいただきます。区長、お願いいたします。

○区長 本日は大変お忙しい中、令和元年度特別職報酬等審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。区長の田中良でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより杉並区政にご協力をいただきまして、心より御礼申し上げます。

この特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額にかかわる内容を皆様にご審議いただいて、答申をしていただくというものでございます。

さて、我が国の経済状況でございますが、緩やかな回復基調が続いており、今後も雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、内需を中心とした景気の回復が期待されております。このような近年の景気回復基調を反映して、国や東京都、政令指定都市を初めとする多くの地方公共団体の人事委員会勧告が引上げとなる中、特別区人事委員会からは月例給はマイナス勧告、特別給はプラスの勧告があり、職員の給料表については、平均0.6%の引下げ勧告がございました。

本日の審議会では、こういった状況を踏まえて、委員の皆様方からの率直なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくご意見申し上げます。

以上です。

○総務課長 続きまして、改選後、初めての審議会ということで、会長を選出していただきたいと存じます。会長につきましては、特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。つきましては、どなたかご推薦はございませんでしょうか。

○小林委員 よろしいですか。

○総務課長 はい。お願いします。

○小林委員 私から一つ提案をさせていただきたいと思いますが、私は商連の会長をご推薦申し上げたいというふうにご提案申し上げるところでございます。

その理由は、商店街というのは大体、毎日毎日お客さんと接しているところでございますし、区内のいろいろな事情に非常に精通しているということ。そこから得られる情報によって、区内の経済状況とか景気動向、雇用状況だとか、いろいろ幅広くご知識があるかというふうにご存じておりますので、ぜひ、そのように取り計らいを願いたいというふうにご存じます。

○総務課長 ただいま内藤委員が会長にという声がありましたが、ほかにご推薦等ありませんでしょうか。

( なし )

○総務課長 それでは、内藤委員に会長をお願いするということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

○総務課長 それでは、会長は内藤委員に決定いたします。これ以降の議事の進行は内藤会長をお願いいたします。

( 内藤委員、会長席に移動 )

○総務課長 では、会長、まず、ご挨拶をいただいてから、ご進行いただいてよろしいでしょうか。

○内藤会長 はい。それでは、ただいま会長職に選出をされました内藤でございます。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、審議会条例第5条第4項の規定により、会長の職務代行を指名いたします。小林委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。異議がないようでしたら、小林委員を職務代理に指名させていただきます。よろしいですか。

( 異議なし )

○内藤会長 はい。それでは、小林会長職務代理より、一言ご挨拶をお願いいたします。

○小林委員 職務代理になりました、小林でございます。よろしく願いいたします。

○内藤会長 それでは、審議に入ります。

初めに、区長から当審議会に対する諮問を行いたいと聞いておりますので、これを受けます。お願いいたします。

○区長 杉並区特別職報酬等審議会会長様。

杉並区長、田中良。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（諮問）。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

以上です。

( 区長より内藤会長に諮問書手交 )

○内藤会長 それでは、お預かりいたしました。

これから議事に入りますので、区長、副区長には退席をしていただきます。

( 区長、副区長退室 )

○内藤会長 それでは、これから議事に入りますが、当審議会の会議は原則公開となっておりますので、本日の会議も公開で行いたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

( 異議なし )

○内藤会長 はい。ご異議がございませんので、本日の会議は公開で行うこととし、傍聴等については、杉並区特別職報酬等審議会傍聴要領に基づいて手続を行うこととし、傍聴人から事前に撮影、録音の希望がありましたら、これについて許可をしたいと思います。

それでは、次に、事務局から、答申文及び会議録の取り扱いについて説明があるとのことなのでお願いをいたします。

○総務課長 はい。答申文及び会議録につきましては、昨年度より、委員の皆様にご了解いただきまして、区のホームページにおいて公表させていただいております。区のホームページに公表する会議録につきましては、事前に皆様に内容を確認していただいた上で、委員の発言は、個人名ではなく、「委員」と記載しております。

なお、これまでも情報公開請求があった場合につきましては、会議録を公開することとなっておりますが、情報公開請求の場合は、名前を記載した会議録を公開してまいります。

今年度におきましても、答申文及び会議録の区のホームページへの掲載を行いたいと考えております。

以上でございます。

○内藤会長 答申文及び会議録について、区のホームページで公開することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

○内藤会長 はい。ご異議はございませんので、答申文及び会議録につきまして、公表することといたしました。

それでは、区長から諮問がございましたので、ただいまより審議に入りたいと思います。

まず、報酬等に関する議事に入ります。特別職報酬等関係資料に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 総務課長です。

それでは、私からホチキスどめの特別職報酬等関係資料に沿いましご説明させていただきます。私から、1ページから16ページまでの説明をさせていただいた後に、職員厚生担当課長から17ページ以降を説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

では、資料の1ページをご覧ください。こちらは、当審議会の設置根拠である杉並区特別職報酬等審議会条例でございます。

第1条が、当審議会が議員の報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料の額について、区長の諮問に応じて審議するための附属機関であるという条項でございます。第2条以下、諮問、組織、会長、会議等々が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3ページでございます。こちらは、これまでの当審議会の答申概要等の推移でございます。3ページの一番上の平成30年度の記述が直近のものでございます。

この資料を見ますと、区長、副区長の給料、期末手当や議員の報酬、期末手当につきましては、昭和62年から平成6年までは引上げとなっております。平成17年及び平成19年は、期末手当のみ引上げ、その後、平成19年から平成25年まで引下げ、あるいは据え置きでございましたが、平成26年度は特別区人事委員会の引上げ勧告があり、これと同様の引上げの答申が出されました。ただし、議員報酬等は答申によらず、区議会の判断で据え置きとされております。

なお、平成27年度から29年度につきましても、特別区人事委員会の引上げ勧告と同様に引上げの答申が出され、各特別職及び議員報酬等を引上げております。

また、平成30年度は特別区人事委員会の引下げ勧告がありましたが、特別区長会において勧告の実施を見送るという異例の判断を行った事実や理由等を踏まえて、総合的に判断した結果、現状のまま据え置きとなりました。

続きまして、7ページをご覧ください。給与勧告率の推移でございます。

こちらは、職員の給与等に関する人事委員会勧告の推移でございます。表の一番下の平成6年度から13年度までは引上げの勧告でしたが、その後、引下げまたは据え置き勧告となり、平成26年度から29年度まで4年連続で引上げ勧告、平成30年度、令和元年度は引下げ勧告となっております。

続いて、8ページをご覧ください。期末手当及び勤勉手当の推移でございます。こちら

のほうは、一般職員の期末手当、勤勉手当の合計、そして区長を初めとした特別職等の期末手当についての推移を示しているものでございます。

一般職員につきましては、平成9年度、10年度の5.25月をピークに減少しましたが、26年度から引上げとなり、現在は4.5月となっております。

特別職及び議員は、一番下の平成7年度の4.4月から増減を繰り返しまして、一般職員同様に26年度から引上げとなり、現在3.98月となっております。なお、議員につきましては、区議会の判断で26年度に改定を行わなかったため、現在3.73月となっております。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと存じます。A3の見開きになっている資料でございます。特別職の給料等に関する条例の月額についてでございます。23区で比較をしているものでございます。

順位を見ますと、杉並区は、区長が23区中18位、副区長が18位、教育長が19位、常勤の監査委員は3位、代表を除く監査委員は5位、議長は23位、副議長は19位、議員は20位となっております。

そして、1枚おめくりいただいて10ページは、こちらは23区別の特別職の年間収入額でございます。

年間収入での比較でございますが、こちらは、杉並区におきましては、区長は23区中3位、副区長は2位、教育長が13位、常勤の監査委員は2位で、常勤その他の監査委員も2位と。議長が23位、副議長が14位、議員が15位となっております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは23区特別職の期末手当の支給月数と年額になってございます。こちらも本年6月1日現在の数字で、年額順になっております。

区長、副区長が2位、教育長が3位、常勤の監査委員は、代表及びその他の監査委員ともに2位、議長が18位、副議長が12位、そして、議員が13位でございます。

続いて、12ページでございます。12ページは23区別の行政数値の比較でございます。人口規模、世帯、面積、議員数、職員数、今年度の普通会計当初予算を記載してございます。

杉並区は、今年の1月1日現在の人口が約57万人、世帯数は約32万世帯でございまして、こちらは23区中の6位でございます。面積は34.06平方キロメートルで8位、議員数は4位、職員数は6位、予算の規模は10位といった数値になってございます。

続きまして、13ページでございます。こちらは杉並区における財政状況の推移でございまして、こちらは普通会計の平成26年度から30年度までの数値を示した表でございます。



まず、記載の歳入総額(A)と歳出総額(B)ですが、全体的に増加の傾向にあります。

次に下の段の形式収支額(C)ですけれども、歳入総額から歳出総額を差し引いた現金ベースでの収支結果を示してございまして、平成30年度は29年度と比べまして減額となっておりますが、過去5年間を見ますと増加の傾向となっております。

次に、その下の翌年度に繰り越すべき財源(D)ですが、翌年度に建設工事の事業を繰り越すときは、財源も一緒に繰り越す必要がありますので、その財源を示しています。平成30年度は前年度と比べて増加しておりますが、これは特別養護老人ホーム等の建設工事に係る助成や、区議会議員選挙に係る経費を繰り越したものでございます。

続きまして、実質収支額の(F)及び実質収支比率(E)でございます。

まず、(F)の実質収支額ですが、これは形式収支額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものでございます。平成30年度は29年度と比べ低くなっておりますが、過去5年の傾向としましては、特段の問題のない数字と認識をしております。また、(E)の実質収支比率は、財政状況を判断する一つの指標となっております。こちらの方は概ね3%から5%が望ましいと言われておりますけれども、平成30年度は6.3%であり、こちらのほうの数字も問題のある数字ではないという認識でございます。

(H)の経常収支比率におきましても、財政構造の弾力性を判断する指標でありまして、人件費や扶助費など容易に縮減できない経常的経費を示す割合を示しておりますが、特段の問題のない数字と認識しております。

(K)は人件費比率でございます。歳出総額に占める人件費の割合ですが、こちらは年々減少しており、平成30年度は19.5%となっております。

このように、杉並区における財政状況の推移を見ると、杉並区の財政状況は一定の健全性が確保されているものと認識しております。

14ページの資料でございますが、こちらは補足資料でございまして、上段のグラフは実質収支比率の推移でございます。そして――はい。杉並区の実質収支額、実質収支比率のほか、23区の平均額が折れ線グラフとなっております。

それから、下のグラフをご覧いただきたいと存じます。平成21年度からの経常収支比率の推移です。杉並区の実質収支比率と23区の平均値が折れ線グラフとなっております。折れ線グラフを見ても、効率的かつ適正な執行に努めていると認識しております。

続きまして、15ページの区債残高、基金残高の推移をご覧ください。

こちらは、上段の方は特別区債の残高の推移でございまして、厳しい財政状況を背景に、

次世代の負担の公平化を考慮いたしまして、適切に特別区債を活用する方針で、平成30年度は、永福体育館の移転改修、（仮称）下高井戸四丁目公園の整備、高円寺地区の小中一貫校の施設整備、桃井第二小学校の改築のための区債を、約36億円発行してございます。区債残高は前年度より21億円増加しておりますが、こちらも特段の問題のない数値と認識してございます。

下のグラフにつきましては、主な基金残高の推移でございます。こちらも平成24年度以降は増加傾向に転じています。これは、行財政改革の推進等による財政調整基金への着実な積立と基金と区債のバランスのとれた活用を行ったことによるものでございます。

それでは、私からの最後の説明になりますけれども、16ページをご覧いただきたいと存じます。杉並区の職員数及び人件費の推移でございます。こちらは毎年4月1日現在の数値をもとにした表になってございます。

職員数ですけれども、上のグラフに記載のとおり、平成21年度の3,785名から、平成30年度は3,497名と、削減をしております。下のグラフの人件費と人件費率の推移でございますけれども、こちらも職員数の減により、人件費が、平成21年度の381億円から、平成30年度の365億円と、削減となっております。職員数の削減よりも人件費の削減率が少なくなっておりますのは、職員の平均年齢が上がってきているというような、その関係でございます。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。引き続き17ページ以降を職員厚生担当課長からお願いいたします。

○職員厚生担当課長 はい。職員厚生担当課長から、去る10月21日に示されました、令和元年の特別区人事委員会勧告の概要につきまして、説明をさせていただきます。

では、資料の17ページをご覧いただければと思います。17ページの、まず上段の実線で囲っている部分が今回の勧告のポイントとなっております。

1点目が月例給についてでございます。民間と特別区の職員の給与の公民較差がマイナス2,235円、率にしてマイナス0.58%存在しているということで、給料表の引下げ改定を行う内容となっております。

この改定に当たりましては、初任給につきましては、人材確保の観点から給料月額を据え置いたほか、原則全ての級及び号給で引下げを行っております。また、上位職の昇任を促すという観点から、全ての級におきまして、一部号給の引下げを弱めております。

2点目は特別給でございます。期末手当と勤勉手当を合わせたものを特別給と呼んでお

りますが、現行でのその支給月数は年4.5月となっております。今回の勧告におきましては、現行の4.5月を民間の支給月数が年4.65月となっていることから、年間の支給月数を0.15月引上げ、年4.65月とし、引上げ分につきましては、民間の状況等を勘案いたしまして、勤勉手当に割り振ることとなっております。

次に、勧告のポイント欄の二重丸と、裏面に参りまして18ページ中段のところに、「(参考2) 改定による平均年間給与の増加額」と書いてあるところ、こちらをご覧くださいいただければと思います。

今回の勧告どおり改定をいたしますと、特別区職員の改定前の平均年間給与額、約643万円が、改定後には約645万2,000円となりまして、約2万2,000円増加することになります。

今回の月例給のマイナス改定の原因でございますが、30年ぶりに行政系人事・給与制度を改正したことによりまして、係員、係長、課長、部長といった職層を8層制から6層制に変更いたしまして、これに伴い、新しい給料表へ切替えを行いました。その際に、昇任等を希望しないで、下位の級に切りかわった職員等に対しまして、改正前の給料を保障するという、いわゆる現給保障を行ったことや、職員間で昇任等によりまして不利益が生じないように給料の調整を行った、こういったことなどが影響していると考えております。

昨年におきましては、9,000円を超えるマイナス勧告がございまして、先ほど総務課長が申し上げたとおり、勧告内容の実施の見送りを、特別区長会として決定させていただきました。今年におきましては、特別区人事委員会が、公民較差の比較から、いわゆる現給保障者を除外するという特例的な措置を講じたことなどによりまして、マイナス較差が減少しているところでございます。

給与改定の実施時期等でございますが、給与水準の引下げを伴う内容の改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の翌月から実施すること等としております。

以上が令和元年の給与勧告の概要でございます。

説明は以上でございます。

○会長 ただいま令和元年特別区人事委員会勧告の概要について説明がありましたが、仮に勧告どおり特別職等の報酬など改定をしたらどうなるか、試算した結果の資料がありましたら、参考までに説明していただきたいと思っております。

( 追加資料配付 )

○総務課長 はい。それでは、ただいまお配りいたしました補足資料をご覧ください。こ

ちらはA4で両面印刷となっております。

ただいま職員厚生担当課長から説明がございました特別区人事委員会勧告と同様に、給料月額を0.6%引下げ、期末手当の年間の支給月数を0.15月上げた場合の、区長、副区長、教育長、常勤の監査委員及び議員の給料等のシミュレーションの表でございます。

こちらの表によりますと、年間の収入の増額ですが、区長を見ますと例月の給与のところがマイナス7,671円で、期末手当が年間で22万7,824円ということで、収支につきましては13万5,772円の増額でございます。増加率にしますと0.60%でございます。

同様に副区長を見ていきますと、年間の収入が10万8,171円増。増減率、増加率は0.60%。教育長は年間で9万3,269円の増。率にしますと0.60%の増。常勤の監査委員であります代表監査委員は、年間で8万2,619円増、0.59%の増加率でございます。

増加率の合計が一番下でございますが、一番下の小さな表で、5人のトータルの数字が載っております。5人合計で、増額が52万8,002円の増額となっております。

裏面をご覧ください。裏面は、議長、議員についての年間の収入等の金額でございます。議員の欄をご覧ください。議員の年間の収入の増額につきましては、一人当たり6万6,894円、増加率にしまして0.64%でございます。議長、副議長、委員長10名、副委員長10名、議員26名の合計48名の試算で行いますと、増加額の合計が333万9,005円となっております。

一番下の表でございますけれども、こちらは特別区人事委員会給与勧告に基づく平均年間給与の増加額でございます。これは参考でございますけれども、23区全体の一般職員の改定額につきましては、改定前と改定後を比較しました差が2万2,000円、増加率にしますと0.34%でございます。杉並区で部長級のみで計算いたしますと、年間で約5万5,000円、増加率にしますと0.52%でございます。この一般職員と部長級の職員の乖離につきましては、平成26年度から改定の特徴になりますが、職責が重いほうへの引上げ率が高まっていることから、こうした部長級と一般職員の増加率の差がございます。

私からは以上でございます。

○会長 はい。どうも。

ただいま事務局の説明を踏まえ、特別職等の報酬などについて、各委員からご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員 いいですか。

○会長 はい。●●委員、お願いします。

○委員 まず、ちょっと数字の確認をしたいのですが、13ページの、人件費の総額、一番下ですね。上のほうの枠の一番下、人件費、平成30年度ですと、29年度よりも総額でこれは減少しているということで理解してよろしいんですか。

○総務課長 はい。減少してございます。

○委員 それで、16ページの平成30年度の職員の数なんですが、これは増えているんですか。

○職員厚生担当課長 そのとおりでございます。

○委員 増えているわけですね。

○職員厚生担当課長 はい。

○委員 そうすると、前年度が給与の改定は据え置きということで処理させていただいて、人数が増えているのにもかかわらず総額が減っているというのは、これはどういう理由でそうなっているんですか。

○職員厚生担当課長 歳出総額は、平成29年度と30年度を比較すると減少しております。これは、職員数が増えている中でも、事業総額が増加すると、人件費自体が率としては下がることがあります。

○委員 すみません。率じゃなくて、絶対額が下がっているわけですよ。人件費の(L)のところの絶対額が下がっていますよね。

○職員厚生担当課長 はい。

○委員 平成29年度よりも30年度が下がっていますよね。

○職員厚生担当課長 はい。

○委員 ですから、人件費の総額が減っているという理解でいいわけですね。

○職員厚生担当課長 はい。

○委員 それで、16ページの平成30年度の職員数は増えているわけですよ。

○職員厚生担当課長 はい。

○委員 ですから、職員数が増えて、なおかつ去年は据え置き諮問が出ているにもかかわらず、総額が減っているという理由です。

○職員厚生担当課長 はい。説明が足りなくて、申し訳ございませんでした。

まず、職員については近年、定年等を迎えて、退職者数が増加しております。一方で、新規採用につきまして、昨年度は170名を超える職員、今年度につきましても130名を超える職員を採用しており、平均年齢が下がってきております。合わせまして超過勤務の

縮減等に取り組んできている中で、トータルの人件費、金額自体が減少しているというところがございます。

○委員 そうすると、ざっくばらんに言いますと、給料の高い人がやめて、低い人がいっぱい入ってきているんで、絶対数は増えているんだけど総額が減っていると、こういう理解でよろしいですか。

○職員厚生担当課長 はい。その理解でよいと思います。

○委員 はい。

○会長 ほかにご意見。

●●委員、お願いします。

○委員 ちょっと教えてもらいたいんだけど、補足資料をもらいまして、見てみると、これは三役の方と、それから議員の方々が書いてあって、一番最後に職員の増加率も書いてあるんだけど。例えば、職員が0.34%だ、ほかの議員さんなんかは0.64%とか、いろいろ書いてあるんだけど、これはどうしてそんなに差が開いちゃうんだろうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○職員厚生担当課長 これにつきましては、給料月額、期末・勤勉手当の支給の割合と月数の割合の違い等に応じて、変化が生じているということでございます。

○会長 はい。よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか、ご意見。

●●委員、お願いします。

○委員 新任で、過去のことはよくわからないので申し訳ないんですけども、この人事委員会勧告というのは、基本的に一般職公務員には労働基本権がないことから、その代償として、民間の給与との比較でそれを調整するという機能を担っているわけですね。そうすると、一般職公務員については、この人事委員会勧告というのをそのまま受け入れるのは正しいやり方なのではないかなというふうに思いますし、特別職については、何も人事委員会勧告に強制されるわけではないですけども、一般職公務員の給与等が変わるのであれば、それに連動するという形であれば、特別職についても問題がないのではないかなというふうに思います。

以上です。はい。

○会長 はい。ありがとうございます。これには、お答えはいいですね。

○委員 ええ、答えはいいです。意見として。

○会長 はい。ありがとうございます。委員の皆様にご意見、全員からお伺いしたいと思

いますので、順番にご指名させていただきますから、よろしくをお願いします。

それでは、●●委員から、一言お願いします。

○委員 はい。●●でございます。今言われたとおり、特別に、今回、昨年のような事情がないということであるのであれば、基本的にこの勧告のパーセントに従うということによろしいのではないのかなというふうに考えております。

その上で、すみません、私の知識不足だというふうに思うんですが、この特別給の、職員の引上げは勤勉手当に割り振りということですが、この特別職については期末手当しかないんでしたっけ。ちょっと、こっちは、補足資料は期末手当で引上げというふうに書いてあるので、ちょっとその辺の、ごめんなさい、理解が足りないので、そこら辺は少し教えていただきたいなというふうに思います。

○職員厚生担当課長 特別職につきましては、期末手当のみになっております。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

それでは、●●委員、一言お願いします。

○委員 はい。非常に、資料を一つ一つ丁寧に説明いただきまして、非常に私なんかはこういうことに対しては非常に門外漢で、非常に難しいものだと、そういう先入観を持っておりましたが、非常に、皆さんの説明のおかげで、非常にわかりやすく身近なものに感じることができましたので、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、●●委員は先ほど言っていたので、いいですか。また、補足があれば、お願いします。

○委員 いや、一応、さっきのはご質問で、今度はご意見を話さなくてはいけないかなと思って。

意見としては、ほかにこういったものについての基準等は適切なものがないので人事委員会によるのが、勧告によるのが適切だろうというふうに思っておりますので、今回のよろしいかと思っています。

○会長 はい。

それでは、●●委員、お願いします。

○委員 ●●でございます。

昨年度は特別区長会の勧告の実施を見送るという異例の判断を行ったということで、今

年度は特にそういう問題がないので、このままでよろしいかと思うんですけども、一つ教えていただきたいのは、特別区人事委員会の勧告の概要の中で、月例給で減額して特別給で増額するという、その意味合いはどういうところにあるのでしょうか。

○職員厚生担当課長 人事委員会の勧告という内容におきまして、人事委員会は公民比較ということで、民間企業と公務員、我々職員の給与を比較するときに、まず月例給同士を比較いたします。それで、月例給について比較したときに、月例給については、先ほども申し上げましたが、特別区固有の事情ではあるのですが、行政系人事制度を改正した影響で、民間よりも高くなっていることから、月例給を引下げてくださいとされたところです。

一方、民間でいう賞与にあたる特別給についても、民間と比較したところ、民間の支給月数が特別区よりも高いという調査の結果が明らかになったことを受けまして、人事委員会といたしましては、0.15月、特別給につきましては引上げなさいと勧告がでたところでございます。

○委員 毎年度、そうすると、いろいろと変わってくるという理解でよろしいのですか。

○職員厚生担当課長 はい。そのとおりでございまして、特別区人事委員会が毎年度民間事業者の実態調査をしております、その結果を踏まえて勧告が出てきております。

○委員 で、昨年度はそこの辺でちょっともめたというところで。

○職員厚生担当課長 おっしゃるとおりです。

○委員 ありがとうございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、●●委員からお願いします。

○委員 はい。ちょっとお聞きしたいんですけども、人事委員会勧告の公民較差がありますね。これ、民という基準というのが当然あると思うんですけども、その基準というのは何なんのでしょうか。

それと、もう一つ、一般職に関しては、そういう人事委員会の勧告があるようですけども、こういう、区長を含めて、議員までの間の、先ほど●●さんが言いましたけれども、0.64%にする、もともとそういう何か基準みたいなものがあるんですかね。特別職の給料の基準という、年収の基準というのはあるんですか。

○総務課長 まず、特別職の給料の基準というものは、まずはないということでございます。

○職員厚生担当課長 民間の給与の公民比較の話について説明させていただきます。



国の人事院も人事院勧告をしており、特別区は特別区人事委員会が勧告をしているところでございます。その基礎となる調査対象の事業者の規模は決まっております、特別区内にある50人以上の規模の民間事業者、一応10,000社以上あるんですけど、その中から無作為抽出した一定規模1,000社以上のところに調査をかけまして、回答のあった事業者の結果を基にしているところです。

17ページの真ん中2番「民間給与実態調査の内容（平成31年4月）」のところでございます。「企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所」に対しまして、「特別区内1,148民間事業所を実地調査」して、調査完了の837事業所、これに基づいて勧告、分析した結果がこの結果になっております。

○委員 職員の給与に関してはかなりシビアというか、公的な基準というか、があるようですけども、何で特別職にないのかな。とって、そのまま先ほど話が出ましたけれども、0.34を上回って0.64の根拠が、何かよくわからないというか。で、少なくとも、他区と比べてということがありますけれども、そのあたりの基準というのがよりよくわからないのが実感です。今、とりあえず、意見ですけども。

○職員厚生担当課長 明確なお答えにならないかもしれませんが、特別職の報酬の決め方については、国からも通知が来ております。まず、区においては、特別職報酬等審議会条例がございますが、特別職の報酬の額を変更しようとする場合は、必ず審議会で意見を聞きなさいと国の通知に記載がございます。

あわせて、給与の決定に当たりましては、人口や財政規模等が類似しているほかの地方公共団体の職員の給与額、特別職に関する、ここ数年来の給与改定の経緯、一般職員の給与の改定状況等の資料を提出して、審議会で審議を十分に行って、適正な給与の額を答申してくださいとされております。従いまして、審議会での意見経過を踏まえて、決定していると考えられるのかなと思います。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、続いて●●委員からも、はい、お願いします。

○委員 確認なんですけれども、この、議長ですね。議長さんのことに関しては、今回は、区議会議員、区議会の方から何か意見というものが出てきているかいらないか、ちょっとそれだけ教えてほしいんですが。

○会長 はい。お願いします。

○区議会事務局次長 ほとんど毎回、報酬審議会の皆様から、議長の報酬について、いろいろご意見を伺っております。それで、前回も、審議会後、その額についての審議会のちょっと低過ぎるのではないかという視点があることをお伝えしております。今回も、1カ月ほど前、議長の方にも改めてお伝えしており、課題意識というのは当然ございますけども、容易に上げ下げという動きはなかなか難しいだろうという、感触をお持ちと受け止めております。

○委員 はい、わかりました。

○会長 はい。

それでは、最後に●●委員、お願いします。

○委員 基本的に、各委員おっしゃられたとおり、人事委員会勧告に従うというのが大原則で、特別な事情がない限り、そうすべきだと思います。

また、特別職につきましては、当然、今回たまたま、勧告が月収を下げて、いわば民間で言えば賞与を上げると、率を上げろということで、こういう、率的にはアップしてしまうわけですけれども、この辺の調整って、そこを見るのか、金額を見るのか、今後、ちょっと整理整頓が必要かなと。今回はこれで、勧告に従うということでよいと思いますけれども、基本的にこういう大きな差が出てしまうと、一般職の上げ率と特別職の上げ率がこういう勧告によって大きく差が出るということ自体は、少し、今後調整するべきかなと思っております。はい。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様からここまでいろいろご意見をいただきましたが、報酬などについての審議をまとめさせていただいて、よろしいでしょうか。

○委員 一つ質問して、いいですか。

○会長 はい。どうぞ、お願いします。

○委員 ●●委員の意見にも、私、賛成なんですけれども、まあ特別職の報酬は、給料等に関しては他の区に比べては低いんですけれども、この年間収入額というのを見ますと、区長は他の区に比べて3位とか、副区長は2位とか、かなり、年間収入で見れば高額なわけですね。それで、今おっしゃったように議長は大変低いという数字になっているわけですね。だから、一般職と連動する形で特別職も変えていくというのは原則正しいと思うんで

すけれど、ただ、区長、副区長が3位とか2位とかというところに位置していて、で、杉並区の収入が、他の区に比べて2位、3位とかというんだったらわかりますけれど、その辺がどうかわかりませんが、あんまりやっぱり、区長、副区長の年間収入が高いと区民から不満不平が出るのではないかなというふうに危惧しております、この辺の調整というのは将来的に必要なのではないかなというふうには思いますけれども、皆様どう思いますでしょうかということです。

○会長 はい。ありがとうございます。

○委員 私が申し上げたのは、区長が何位であろうといいんですけども、制度として、今おっしゃる部分、よくわかります。制度として、同じ割合を適用したときに、例えばこれが逆で、月例を何%上げなさい、それで手当を何割上げろというのをばっと適用したときには、片一方は下がって片一方は上がるというようなこともあり得るわけですので、その辺の見方をちょっと制度として、しっかり今後検討していく必要があるのではないかなということが一つ申し上げたかった部分でございますので、ぜひ。

○会長 どうぞ、●●委員、お願いします。

○委員 今の意見に全く賛成なんですけど、この表を見てみると分かるんですけど、杉並区の特別職の場合には、給与の額は低いんだけど、いわゆる我々が一般的にいう賞与、特別手当が高い。したがって、年収はかなり高くなっている。で、今回みたいな諮問が出ると、給料の下げの額は少ないけど、賞与の、いわゆる特別給の額を入れると、一般職よりも絶対的には高くなる、と。こういう制度がおかしいんじゃないかというのが恐らく、●●委員や●●委員の意見だと思うんですね。この辺のからくりという――からくりといたらおかしいんですけど、もともと給料は低く抑えて特別給を高くしているという、その背景が我々はちょっと分からないので、なぜこういう状態になったのかということと、それをもし仮に是正するのであれば、どういう方向へ持っていけばいいのかということは、ちょっとご説明いただければ、よりよくわかると思うんですけども、いかがでしょうか。

○会長 はい。それではお願いします。

○職員厚生担当課長 職員の制度について少し説明をさせていただきます。今お配りした補足資料を見ていただくと、特別職の給料月額の内訳のところ、それぞれ給料月額と地域手当（14.5%）と記載がございます。

ここの地域手当は、14.5%になっておりますが、これは、国の制度改正を受けまして、地方公務員についても同じ改正を行うようにということで、給料月額を下げ、そのかわり

に12%から段階的に地域手当の引上げを実施してきました。

今、特別区職員につきましては地域手当が20%支給されておまして、これは過去の審議会におきましても14.5%からどうするかという議論がある中で、14.5%のままでいこうという審議の経過もあったと聞いております。

また、給料月額が他区より、抑えられていて期末手当が高い理由の一つになるかわかりませんが、職員にも言えることとございますが、退職手当につきましては、給料月額に支給月数を掛け算して算出しております。従いまして、退職手当自体は、給料月額が抑えられていることによって、退職手当総額は抑えられているということはあると思います。

職員におきましては、地域手当20%へ段階的に引上げた際に、それにあわせて給料月額を引下げたという経過がございます。そのときの審議会におきまして、特別職については地域手当の額は14.5%にしたという経過はあったようでございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 ただ、やはり、絶対額を見てみるとね、やはり一般職と比べると、何だ区長の方が多いいじゃないかと。単純にそういう見方をされかねないんで、今のご説明で内容は分かったけれども、その辺を仮に是正するとすると、この委員会で何か是正という案を出すのか、あるいはまた別に、是正案みたいなのが出てきてそれを審議するのか、その辺はどういうふうになっているのか、ちょっと確認したいんですが。

○会長 はい。お願いします。

○総務課長 やはり特別職の報酬等はこの審議会でご審議をいただくということしかありませんので、この審議会でご審議をしていただいた結果の答申をいただければというふうに思いますが。

○会長 よろしいですか。この杉並区の報酬審議会で決めなければいけませんので、今日の、この、皆さんのいろいろなご意見を反映して、今回の審議をまとめさせていただいてよろしいですか。

( 了承 )

○会長 はい。一般職員の給料月額が引下げられ、期末手当を引上げる予定があること。また、現在の社会経済情勢及び区民一般の感情を考慮するというので、この意見をまとめた上で、区長、副区長、教育長、常勤の監査委員、給料月額を0.6%の引下げ、及び期末手当を0.15月引上げるということで決定させてよろしいでしょうか。

○委員 いいですか。

○会長 いいですか。はい。

○委員 今回はそれでいいんですけれども、先ほど●●委員からも出ているし、●●委員からも出ているんですけど、月例と特別給の一般の職員の方と特別職の場合にかなりの違いが出ていますので、その辺の是正を考えていくという一つの附帯事項をつけていただいて、現段階ではそれでいいんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○会長 はい、わかりました。

どうぞ、●●委員。

○●●委員 ちょっと、附帯事項になると、結構きついしぼりになるんで、意見があったとか、そういうあたりにしておいた方がいいのかなというような気がいたしますけどね。附帯意見になると、やっぱり多数決ですから、そうなる。そこまでやる気はないんで、今回、意見があったという、そういう表現でいかがでしょうか。

○会長 はい。附帯決議となると、これも文章として入れなければいけませんのでね。今後について、特別職と一般職のそういう差を是正するという方向性は、今回、皆さんの中で意見が出たということで、これは今後のこの報酬審議会でも諮っていくということで、よろしいでしょうかね。いいですか。

○総務部長 活発なご議論、ありがとうございます。先ほど●●委員の方からありましたとおり、附帯決議ということになりますと、一定の制約というような形にもなりますので、次回以降、その点についてご議論いただくための資料なども必要に応じて用意をさせていただいて、しっかり、議論していただくということで今回は取り計らいをいただければというふうに感じてございます。よろしく願いいたします。

○会長 はい。では、このような形で、一般職員の給料月額と同様に特別職の給料月額を引下げるという形で決めさせていただきます。よろしく願いします。

それから、区議会議員の報酬等につきましても、あわせて報酬月額を0.6%引下げ、及び期末手当を0.15月引上げるということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。それでは、そのように決定をいたします。

さて、実施の時期等について、事務局のほうで何かご説明がありますか。

○総務課長 はい。総務課長です。

実施の時期等につきましては、これまでは、職員と同様としまして、過去にさかのぼって実施される場合は、答申のあった月からとしております。また、現時点では、職員の給

与につきましては、職員団体と交渉中でございます。これまでは、仮に交渉により改定率  
が変更となった場合などは、職員と同一の改定率などとすることとしております。今回も  
同様の取り扱いでよいかどうか、ご審議をお願いいたします。

○会長 はい。今、説明がありましたが、これまでどおりの実施時期等は、職員と同様と  
し、職員団体との交渉により職員の改定率等が変更となった場合は、その改定率とするな  
どの対応を行うということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

次に、政務活動費に関する議事に入ります。政務活動費関係資料に基づき、事務局から  
説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長 区議会事務局次長の植田でございます。私からはお手元の政務活動  
費関係資料に沿ってご説明をさせていただきます。恐れ入ります、座らせていただきます。

まず、1枚おめくりください。1ページから10ページに関しましては、政務活動費に関す  
る条例、規則、規程についてでございます。

続きまして、4ページをおめくりください。この表は政務活動費を充てることのできる  
経費の範囲として、10項目、記されているものでございます。1点目、調査研究費。2点目、  
研修費。3点目、広聴広報費。などなど続いて、10項目記されているものでございます。  
具体的な用途に関する内容は、この表、右の欄の記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。中ほど、第2条、こちらは政務活動費に要する経  
費に該当しないものとして、9項目が明示されております。議員としての活動は多種多様  
でございますが、そのうち、特に選挙活動、政党活動、後援会活動に関する経費は、政務  
活動費として計上できない規定となっております。

次に8ページをご覧ください。下の表でございます。こちらが政務活動に要する経費細  
目でございます。支出割合や上限額を定めたものとなっております。例えば、1番目の調  
査研究費の月極駐車場代。こちらは上限は2分の1とされております。また、丸の四つ目、  
「タクシーの利用額の上限は年額240,000円とする」などと、区民からの疑義、また明確  
な説明ができるような規定にしているものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。各区の政務活動費についてでございます。それ  
ぞれ、年額96万円から288万円となっております。杉並区は、年額192万円、月額16万円と  
なります。これは、平成7年度から改定はされておられません。

続きまして、12ページをご覧ください。杉並区における政務活動費、旧称政務調査費の推移についてでございます。こちらの見直し等につきまして、主な動きをご説明させていただきます。

12ページの表、3段目、平成13年3月、交付に関する条例を制定し、名称のほうを変更したものでございます。また、会派及び議員個人への交付とし、出納簿の写しの提出を決めたものでございます。

続きまして、13ページ、表の一番下をご覧ください。平成24年9月、地方自治法の一部改正により政務調査費の名称を「政務活動費」とし、交付目的を、従来の議員の調査研究に限定されていた用途を、「その他の活動に資するため」と拡大したところでございます。また、議長は、政務活動費について、その透明性の確保に努めることとされたものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。近年の政務活動費の用途等に関する主な見直し内容についてでございます。

平成28年3月には、ガソリン代を議員1人当たり月額5,000円を限度とするなど、また自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は計上できないものとし、29年3月には、自宅兼用事務所の賃借料、こちらを計上できないものと見直ししたところでございます。

その下の段、平成30年3月には、政務活動費としての明確な線引き、また按分比を定めるのは難しいというインターネット接続料、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を、一律2分の1としたものでございます。

隣、16ページでございます。平成31年3月には、区議会のホームページのアップを考えまして、政務活動費の手引書、具体的な、議員の方々が政務活動費の計上等を考える手引書でございます。こちらを公開して、区民の方々への説明責任の一端を担ったものでございます。引き続き今年度は、監査結果の指摘等を中心に、政務活動費調査検討委員会を中心に、検証、見直しをしているところでございます。

その下、2番目、自主改善といたしまして、杉並区議会では、平成21年度以降は、議会内部に設置いたしました、議員8名による「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において継続的に改善に取り組んでおり、また平成22年度には第三者によるチェック機関である、有識者3名による「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置いたしまして、用途に関する事項を中心に検討を重ねているところでございます。

3番目、金額の推移につきましては記載のとおりでございます。

私からは最後に、17ページをご覧ください。昨年度、平成30年度の政務活動費支出状況についてでございます。

政務活動費の議員個々の執行率につきましては、個人への交付という範囲内では、10割執行した議員が16名、3分の1の議員でございます。また、それ以下、執行率の順番に続いております。個人で交付を受けた執行率の平均は86.5%、また、会派での支給は2会派ございまして、平均が55.4%。合わせて77.6%の執行率となっております。また、昨年度は交付を一切受けない申し出が1名の議員から出ているところでございます。

私からは以上でございます。

○会長 はい。どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に関し、各委員からご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございませんか。

○委員 じゃあ、いいですか。

○会長 はい。●●委員、お願いします。

○委員 先ほどの説明の中で、杉並区議会の第三者である、いわゆる調査検討委員会、こちらのほうで検討しているというご説明があったんですが、この説明の中で、何かこう、特別な意見とかそういうものがここで披露できるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○会長 お願いします。

○区議会事務局次長 有識者による専門委員会でございますね。

○委員 専門委員会。

○区議会事務局次長 ええ。こちらのほう、弁護士の方2名、会計士の方1名によりご助言をいただいております。やはり、昨今の社会状況、またマスコミ等による報道、また裁判所の判例等を踏まえて、より政務活動費に対する見方、これが非常に厳しくなってきているということで、今まで以上に議員が説明責任を果たすということが求められているということが、一つ、大きな助言でございます。

○会長 はい。よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 その中で、いわゆる、これは不適正なんじゃないかというような意見というのは出なかったんですか。それを教えてください。

○会長 どうぞ。

○区議会事務局次長 やはり、今、いろいろ、杉並区議会の方で政務活動費の使途として



課題を抱えているのが、区政報告チラシという、各議員さんが出す区政報告のチラシでございます。こちらのほうは、やはり選挙前ですとか、選挙活動、政党活動と重複した見方が出ないように、また、選挙前、特に注意を要するということの具体的な指摘はいただいております。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

●●委員、お願いします。

○委員 今の●●委員のに関連するんですけど、それで、問題ありというような指摘というのはあったんでしょうか。

○会長 次長、お願いします。

○区議会事務局次長 ええ。やはり、今のチラシの問題に関しましては、見直し等も今進めているところでございますけども、具体的にそれぞれ個々の議員さんについての指摘もいただいておりますので、ご説明は、この場ではちょっと遠慮させていただきます。

○会長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 はい。

ほかに、ご意見、ご質問ございませんか。

( なし )

○会長 それでは、こちらからまたご指名させてもらって、ご意見を何か出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

●●委員、ひとつお願いします。

○委員 とにかく、私、新任なのでよくわからないんですけども、結局、政務活動費というのは金額よりも使い方に、今、問題があるわけですね。それを縛るためにいろいろ細かい規定があるんですけど、どこまで細かく規定してもやっぱり抜け穴というの出てくるだろうから、逐次やっぱり協議して、そこはチェックしていかなきゃいけないだろうなというふうに思います。

あと、会派または議員にこの政務活動費を支払うということなんですが、公明党、共産党には会派として支出しているわけですけど、これは、この、会派にするか個人にするかというのは、どういう基準で行っているんでしょうか。そののところがちょっと聞きたいんですが。

○会長 次長、お願いします。

○区議会事務局次長 議員、会派からの申し出で扱っておりますので、それぞれの議員、会派で政務活動のスタイル。それで、会派で政務活動費をもらうのがいいのか、個人がいいのかという判断に基づいて、それぞれが独自に判断しているということでございます。

○委員 うん。何となくわかりますけど、要するに、会派で決めればそうなるということですよ。で、会派というのは、全員一致で決めることなんですかね。

○区議会事務局次長 そのとおりでございます。

○会長 はい。よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 それでは、続いて、●●委員からも一言お願いします。

○委員 はい。非常に難しい問題ですけれども、使い道という点においては、多分この場ではなくて、また別の機関があるということですので、まあ、そこは信じるしかないというようにことだというふうに思っております。その上で、交付された金額を概ねの方が9割ほど使われているというようにございまして、特段、上げたり下げたりというようにことではないのかなというふうに思っております。

ただ、一方で、区民のためにしっかり活動をするといったとき、例えば消費税が値上げしたとかというようなときに、完全に、概ね200万という、消費税2%上がると4万ぐらいなんですかね。の部分が逆に減っているようなイメージにはなるんですけど、この辺の考え方がよくわからないですけど、そこはしっかり費用を圧縮して活動をせいというようなことなのかなというふうにも思っておりますので、この金額でよろしいのではないのかなというふうに考えております。

○会長 はい。ありがとうございます。

●●委員からも、何かご意見がありましたらお願いします。

○委員 すみません。議員の皆さん、大変馴染みの深い方々ばかりなんですけど、こういう大切なお金を有効に使っていただいて、よりよい区政になってもらうように、なお努力していただきたいと思います。はい。概ね、非常に気を付けられて、健全に使用されているものと私は感じました。はい。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

●●委員、一つお願いします。

○委員 はい。先ほど説明がありましたとおり、様々なチェックをされているようござ

いまして、その改善が図られているということでございますので、それをさらに適切にしていまして、現状どおりでお願いしたいと思います。

○会長 はい。お願い、ありがとうございます。

それでは、●●委員からも一言お願いします。

○委員 平成7年度から、ずっと据え置きで、まあ10年以上据え置きなんですけれども、現状、区議会の方からは、増額要求とかそういう話は、出ている、出たりするんでしょうか。

○会長 次長、お願いします。

○区議会事務局次長 政務活動費の数字、額については、特にご意見等出ておりません。

○委員 はい。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、●●委員、お願いします。

○委員 政務活動に要する経費のパーセンテージというのは出ているんですかね、それぞれ。支出した金額に対する調査研究費が何%であるとか、そういうパーセンテージは出ているんですか。

○会長 次長、どうぞ。

○区議会事務局次長 使途の項目ごとの比率でございますね。これはちょっと、数字としては出しておりません。申し訳ございません。やはり議員の方一人一人、議員活動、政治のスタイルが異なりますので、また、この政務活動費の192万、年額の範囲で全て納まっているというわけではございません。これで不足する方もいますし、また、違う方法で、政務活動費を使わない方法で、議員活動、政務活動をしている議員さんもいらっしゃいますので、ちょっと一概に数字を出して比較しても、いろんなスタイルが出るということになろうかと思えます。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 はい。今、●●委員や●●委員おっしゃられたように、これは、額よりも使い道のところが大変重要だと思いますので、その辺がしっかりと透明性が担保されているのであれば、このバランスからいっても、使い切られている方、また余らせている方も返上されている方もいらっしゃるの、この額でよろしいかと思えます。また、消費税について

も、今、特に要望がないということであれば、これで頑張ってくださいということによろしいのではないかと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。いろいろ意見はございましたが、政務活動費についての審議をここで、まとめさせていただきます。

皆さんの意見を踏まえて、現在のまま据え置くということが適当であるということだと思いますので、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、これまでの審議内容を事務局でまとめますので、ここで10分間の休憩をしたいと思いますので、いいですか、10分間でよろしいですか。ちょっと時間が押してきているようですけど。

○総務課長 10分で大丈夫でございます。

○会長 いいですか。はい。

じゃあ、ここで10分間の休憩をいたします。

( 休憩 )

( 再開 )

○会長 それでは、今回の区長の諮問に対する答申に向けて、本日審議いたしました内容を確認したいと思います。

総務課長、お願いします。

○総務課長 はい。総務課長です。

○総務課長 それでは、本日のご審議いただきました内容を確認するために、資料を配付をさせていただきます。

○会長 それでは、事務局から資料配付をお願いします。

( 追加資料配付 )

○会長 では、全部配付できましたね。はい。

それでは、ただいま事務局が配付いたしました「特別職報酬等審議会のポイント」をご覧いただき、これから申し上げる内容で答申文を作成してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

改定案として、区長・副区長・教育長・常勤の監査委員ですね。給料月額0.60%引下げる。期末手当0.15月引上げる。

(2)に、議員。報酬月額0.60%引下げる。期末手当0.15月引上げる。現行3.73月から3.88月ですね。

(3)番、政務活動費据え置きとする。

(4)番、その他。改定の実施時期等は職員と同様の取扱いとして、過去に遡って実施される場合は答申のあった月からとする。

なお、現時点では、職員団体と交渉中であるため、職員の月例給等の改定率が変更となった場合は、職員と同一の改定率とする。

以上でございます。

以上、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の月額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、審議会の決定として答申文を作成してよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、事務局で答申文作成についての考えはありますか。

○総務課長 それでは、事務局の案を説明させていただきます。

本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、会長と事務局で調整の上、答申文の案を作成いたしまして、委員の皆様にお送りさせていただきます。委員の皆様には、そちらをご確認いただいた上で、何かご意見等ございましたら、指定の期日までに事務局へご連絡をお願いいたします。

また、出されました意見を会長と調整いたしまして、再度皆様にご確認いただいた上で答申文を確定し、区長に提出をさせていただきます。確定した答申文につきましては、写しを事務局から委員の皆様へ改めてお送りいたします。

以上が事務局の案でございます。

○会長 はい。

それでは、ただいまの事務局の案について、何かご意見を伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。それでは、答申文につきましては、会長である私を信頼していただき、私と事務局で調整の上、案を作成し、委員の皆様のご意見を踏まえ、改定させることといたします。よろしく願いいたします。

それでは、最後に、総務部長からの挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、本日は大変お忙しい中、また夜間の時間にもかかわらず、長時間にわたってご活発なご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま会長にまとめていただいたとおり、事務局と会長とで答申文については調整をさせていただき、また皆さんに確認をさせていただいた上で確定させていただきたいと存じます。確定した答申に基づきまして、区としては特別職等の給料等についての的確に対応してまいりたいと存じますので、今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、本当に、長時間にわたって、ありがとうございました。

○会長 それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。お疲れさまでした。